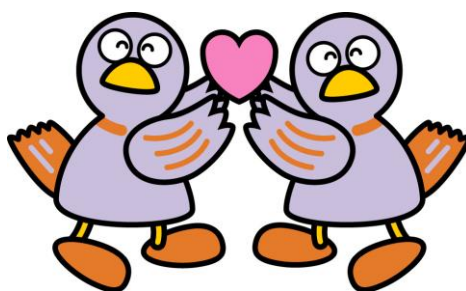


若年性認知症の方が 利用できるサービスは？

～この手続きから始めましょう～



埼玉県のマスコット コバトン

このリーフレットは、65歳未満で認知症と診断された方がいち早く適切なサービスが受けられるよう、本人・家族・親戚、地域や職場など周囲の方々と本人を支援されている方々のための道しるべとして作成しました。

若年性認知症の方には、現役世代だからこそ給付の対象となるものなど、様々なサービスが用意されています。積極的に情報を収集し、必要なサービスを上手に利用してください。

なお、パンフレットの中に利用したいサービスがあれば、問合せ先に連絡し、詳細をご確認ください。

令和元年12月

埼玉県福祉部地域包括ケア課



● 「自立支援医療（精神通院医療）」、「精神障害者保健福祉手帳」、「障害年金」に関する手続きをしましょう。

認知症の原因となる疾患は、多くの場合は治らないのが現状です。そのため、若くして発症された方にとっては、その後の医療費の負担や就労が困難になった場合の収入の確保が課題になります。

また、認知症の方は精神障害者に該当するとされていますが、障害者に対するサービスを利用するためには障害の程度の認定を受けなければなりません。

ここでご紹介するのは、そのような課題に対処するために、まずご利用いただきたい制度です。

☑自立支援医療（精神通院医療）

申請の時期	通院による継続した治療が必要なとき
問合せ先	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	<p>認知症に伴う精神症状を治療するために継続して通院する必要がある場合に、通院医療費の自己負担分の一部が軽減されます。</p> <p>本人の収入などの状況に応じて、月額負担の上限額が設けられ、上限に達しない場合は、医療費の1割負担となります。</p> <p>受給者証の申請先は市区町村の障害福祉担当課です。</p> <p>制度の利用ができるのは、受給者証に記載された指定自立支援医療機関に限ります。</p> <p>有効期間は1年で、更新を希望する場合は3か月前から申請ができます。</p>
参考	医療の負担を軽減するその他の制度に、「高額療養費制度」や「所得税・住民税の医療費控除」などがあります。

☑精神障害者保健福祉手帳

申請の時期	初診日から6か月を経過した日以降
問合せ先	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	<p>障害の程度を1～3級までの等級で証明するものです。</p> <p>初診日から6か月を経過した日から市区町村の障害福祉担当課に申請できます。有効期間は2年で、3か月前から更新の申請ができます。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の取得により、「所得税・住民税などの障害者控除」、「利子等の非課税」、「自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免（1級のみ）」、「一部施設等の入場料等や県内路線バス等の運賃の割引」、「携帯電話の割引利用」、「NHK放送受信料の減免」などが受けられます。</p> <p>また、市町村独自のサービスもあります。手帳を取得したらどのようなサービスが受けられるか、市区町村の障害福祉担当課に確認しましょう。</p>
参考	初診日は必ずしも認知症と診断を受けた医療機関に最初にかかった日ばかりではありません。受診のきっかけが健康診断だった方、また、以前にかかっていた医療機関がある方は、初診日がいつになるか主治医に確認しましょう。

☑障害年金

申請の時期	初診日から1年6か月を経過した日以降
問合せ先	(初診日現在の加入年金：問合せ先) 国民年金：市区町村の年金担当課、厚生年金：年金事務所、共済組合：勤務先の共済担当者
サービス等の概要	<p>一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金を支払うもので、初診日(※「精神障害者保健福祉手帳」の「参考」の項目を参照。)から1年6か月経過した日、又はその前に症状が固定した日以降に申請できます。</p> <p>国民年金に基づく「障害基礎年金」(1～2級)と、初診日に厚生年金(共済年金)に加入していた場合に(申請時に退職していても申請可)、障害基礎年金に合わせて受給できる「障害厚生年金又は共済組合が支給する障害厚生年金(障害共済年金)」(1～3級)があります。</p>
参考	<p>障害基礎年金受給者は、届け出により受給権発生の前月分から60歳の誕生日の前日の属する月の前月分までの国民年金の保険料が免除になります(次節参照)。また、障害基礎年金と障害厚生年金又は共済組合が支給する障害厚生年金(障害共済年金)は、所得税法上非課税で、扶養親族であるかどうかの所得金額の算定の対象にも含まれません。</p>

☑国民年金保険料の法定免除・申請免除

問合せ先	お住まいの市区町村の国民年金担当課や住所地の日本年金機構(年金事務所)
サービス等の概要	<p>20歳以上60歳未満の国民年金加入者で、障害基礎年金(1級または2級)の受給者や生活保護(生活扶助)受給者は、国民年金保険料が免除されます(法定免除)。</p> <p>また、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります(申請免除)。</p> <p>※「猶予」については20歳以上50歳未満の方が申請できます。</p>

☑重度心身障害者医療費助成制度の利用

問合せ先	お住まいの市区町村の障害福祉担当課等
サービス等の概要	<p>医療機関において入院・通院の際に掛かる一部負担金を補助する制度です。</p> <p>県内にお住まいで、医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合等)に加入しており、身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方、療育手帳④、A、Bの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方(精神病床への入院費用は対象外)、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方などが対象になります。</p> <p>また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は対象外になります。国の特別障害者手当に準じた所得制限があります。</p>

☑特別障害者手当

問合せ先	お住まいの市区町村の障害福祉担当課
サービス等の概要	<p>身体又は精神の重度の障害により、在宅の日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方(20歳以上)に対して支給されます。</p>
参考	<ul style="list-style-type: none"> 施設に入所している方、病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方は支給対象になりません。 本人や同居家族の所得により支給の制限があります。

● 在職中は…

☑傷病手当金

申請の時期	欠勤4日目以降
問合せ先	加入している保険者（全国健康保険協会又は健康保険組合等）
サービス等の概要	<p>健康保険の被保険者が連続して3日（土・日含む。）以上欠勤し給与が支払われない場合、給与の一定割合の金額が最長で1年半の間支給されます。</p> <p>欠勤4日目以降申請できますが、欠勤期間中に傷病で働くことができないという医師の証明が必要です。</p> <p>就労できない状態が継続しているなど一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することができます。</p> <p>なお国民健康保険の場合、市町村と埼玉県薬剤師国民健康保険組合では傷病手当金の支給を行っていませんが、その他の国民健康保険組合で支給を行っています（平成31年4月現在）。各組合における支給期間や、県外の国民健康保険の保険者による支給の有無については、個別に各保険者までお問い合わせください。</p>
参考	<p>退職することになったら、退職後の医療保険について検討しましょう。退職後選択できるのは、在職中に加入している健康保険の任意継続、国民健康保険、家族の健康保険（家族の被扶養者）の3つです。保険料等を確認し、どれを選択するか検討しましょう。</p>

● 退職したら…

☑雇用保険（失業等給付）

申請の時期	退職後できるだけ早く
問合せ先	お住まいの地域を管轄するハローワーク
サービス等の概要	<p>労働する能力と意思がある場合は、失業等給付を受けられる可能性があります。失業等給付の受給を希望する場合は、退職後勤務先から離職票を受け取り、できるだけ早くハローワークへ相談しましょう。</p> <p>なお、退職後も引き続き傷病手当金を受給する方は、失業等給付を受けることができません。その場合は、ハローワークに届け出ることで、雇用保険の受給期間を延長することができます。</p>
参考	<p>ハローワークに求職申込時において、精神障害者福祉手帳など障害者福祉手帳を所持している場合には、就職困難者として所定給付日数が手厚く保護されています。</p> <p>また、ハローワークでは、就労継続に関する支援や再就職に向けた職業相談・職業紹介・職業訓練等の就労支援を行っています。</p>

☑国民健康保険税の軽減

問合せ先	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
サービス等の概要	<p>倒産・解雇・雇い止めなどにより離職した方（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）を対象として、離職の翌日から翌年度末までの期間において、国民健康保険税が軽減されます。</p>
参考	<p>具体的な軽減額や制度の詳細は、雇用保険受給資格者証をお手元にご用意の上、お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</p>

● 症状が進んだら…

☑介護保険と障害者総合支援法

問合せ先	お住まいの市区町村の介護保険担当課又は障害福祉担当課
サービス等の概要	認知症の方は、要介護認定を受けて介護保険サービスである通所介護や訪問介護を利用したり、障害支援区分認定を受けて障害者総合支援法のサービスである生活介護や居宅介護を利用することができます。

☑生命保険と住宅ローン

問合せ先	ご契約の生命保険会社・金融機関
サービス等の概要	生命保険に加入していたり、住宅等のローンを利用している場合には、認知症によって高度障害保険金を受けたり、ローンの免除を受けられたいしないか、加入している保険会社やローンの取扱金融機関に確認しましょう。

☑日常生活自立支援事業と成年後見制度

問合せ先	お住まいの市区町村の高齢者福祉担当課 日常生活自立支援事業：市町村社会福祉協議会 成年後見制度：さいたま家庭裁判所（住所地を管轄する本庁・支部）
サービス等の概要	判断能力が十分でなくなった場合に利用できる制度です。日常生活自立支援事業が福祉サービスの利用援助が中心であるのに対し、成年後見制度では不動産処分など重要な法律行為も行えます。 利用に当たっては、まずは市町村の担当課にご相談ください。

● 自動車の運転について

☑運転適性相談窓口

開設時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 9：00～16：00 ・毎月第3日曜日（※要電話予約） 8：30～11：30、13：00～16：00
問合せ先	埼玉県警察 運転免許センター 1階 適性相談室 TEL 048-543-2001（代表）音声ガイダンス4番
サービス等の概要	認知症等の病気で運転に不安がある方や家族の方の相談を受け付けています。 運転免許証と通院状況が分かるもの（診察券、お薬手帳等）を持参してください。

● 相談機関

◎埼玉県若年性認知症支援コーディネーター（埼玉県の総合相談窓口）

※ 県が「公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部」に委託し、
若年性認知症の方や家族の方の支援を行っています。

☎ 048-814-1212 月～金（年末年始・祝日除く）9:00～16:00
FAX 048-814-1211（随時）

◎就労のための相談や就労支援（事前の予約による相談）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
埼玉障害者職業センター

☎ 048-854-3222 月～金（年末年始・祝日除く） 8:45～17:00

◎権利擁護の相談

権利擁護センター（埼玉県社会福祉協議会）

☎ 048-822-1204・1240

◎教育関係の悩みごと相談（県立総合教育センター）

よい子の電話教育相談＜毎日24時間受け付けています＞

【県内の小・中・高校生・青少年（原則として18歳まで）のいじめ、不登校、
学校生活、性格などに関する相談窓口】

☎ 048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

FAX相談 0120-81-3192

※ Eメール相談・FAX相談の受信確認及び返信は、平日の9～17時の
時間帯に行っています。

◎若年性認知症コールセンター

（社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター）

☎ 0800-100-2707 月～土（年末年始・祝日除く）10:00～15:00

さいたまっち

このリーフレットの内容についてのお問合せ先
埼玉県福祉部地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当
☎ 048-830-3251

